

提案仕様書

1 業務名

「大札新」を用いた企業誘致広報プロモーション業務

2 業務の背景と目的

【背景】

- ・本市では、産業の活性化及び経済の振興を図るべく、主に首都圏の企業を対象とした本社機能移転やIT企業等の誘致に取り組んでいる。
- ・現在本市では民間投資を活用した再開発が次々計画され、オフィスビルについては2030年までにかつてない大量供給が見込まれるなど都市のリニューアルが進んでいる。
- ・本市中心部で再開発が次々と起こり街が生まれ変わろうとしていること、またそれに向けて積極的に企業進出を促していきたいという姿勢を明確に打ち出していく必要があることから、本市では「大札新（ダイサッシン）」というスローガンとロゴマークを作成。令和4年度よりプロモーションを行っているが認知度はまだ低い。
- ・大札新を用いたPRは本市中心部の再開発の動きに合わせ2030年ごろまで実施していく見込み。本年度は経営層に限らず、首都圏のビジネス層やIT系企業など幅広い層への認知度の底上げととらえ、次年度以降、よりターゲットを絞ったPRや市内でのPRも想定している。



【目的】

感度の高い20代～50代の首都圏のビジネス層に対し、以下の事項を印象付けるとともに大札新の認知度を上げる。

- (1) 札幌がビジネス面で優れた都市であること
- (2) 都市機能と豊かな自然が隣接し、ワークライフバランスが整った都市であること
- (3) 都市のリニューアルが進む札幌は、新しいこと・ものを受け入れ成長を続けるまちであること

【参考】

過去のプロモーション内容は以下の通り

＜令和4年度＞

- ・新幹線車内搭載紙「Wedge」への広告掲載
- ・品川駅デジタルサイネージへの広告掲載
- ・Facebook等へのウェブ広告の掲載
- ・市長ビデオメッセージの作成

＜令和 5 年度＞

- ・ 15 秒の PR 動画の作成
- ・ JR 東日本 山手線・横須賀総武線快速車内での PR 動画配信
- ・ JR 東日本 首都圏路線での車内広告の掲載
- ・ Facebook、Youtube 等へのウェブ広告の掲載
- ・ 大札新ランディングページの作成

3 業務内容

受託者は、上記 2 の目的を達成するため、大札新のスローガンとロゴマークを用い PR を行うこと。PR に当たっては効果的でインパクトのある手法を用いるとともに、一過的な広告掲載等だけに終わらずメディアや SNS 等での波及性があるものを取り入れること。

また、過去に実施した PR とは異なる、新しい手法・コンテンツを用いること。（過去に実施した広告事業などと同じ媒体を用いる場合は、新しいアイデアを盛り込むこと）

なお、実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議し、調整する。

4 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。

また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と例月打合せを行うこと。

- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。